

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

- 製品名: GIT
- 製品の用途: 細胞培養用汎用培地
- 製造元: コージンバイオ株式会社
住所: 埼玉県坂戸市千代田 5-1-3
電話番号: 049-284-3781
FAX 番号: 049-284-4784
メールアドレス: info@kohjin-bio.co.jp
詳しくはコージンバイオ株式会社にご連絡ください。
- 緊急連絡先情報: 上記と同じ。

2. 危険有害性の要約

- GHS 分類:

物理化学的危険	健康に対する有害性	環境に対する有害性
引火性液体-区分外	急性毒性(経口)-区分外	水生環境有害性(急性)- 区分外
可燃性固体-区分外	急性毒性(吸入)-区分外	水生環境有害性(慢性)- 区分外
自己反応性化学品-区分外	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) -区分外	
自然発火性液体-区分外	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) -区分外	
自己発熱性化学品-区分外	皮膚刺激性-区分外	
酸化性液体-区分外	眼刺激性-区分外	
有機過酸化物-区分外		
金属腐食性物質-区分外		

- GHS ラベル要素絵表示: 特になし

- 注意喚起語: 特になし

- 危険有害性情報:

飲み込むと有害
眼刺激性の恐れがある
軽度の皮膚刺激
遺伝性疾患の恐れがある
生殖能または胎児への悪影響の恐れがある
臓器の障害の恐れがある(呼吸器系、神経系、肝臓)
長期又は反復暴露による臓器の障害のおそれがある(呼吸器系、神経系、精巣、消化器系、肝臓、腎臓)
水生生物に有害の恐れがある
注: 正常の使用では、本製品は無害である

- 注意書き(予防策):

取扱後は顔や手など曝露した皮膚をよく洗うこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

- 対応:

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
暴露したとき、または気分が悪い時: 医師の診断／手当を受けること。

- 保管: 施錠して保管すること。
- 廃棄: 内容物／容器は国際／国／都道府県／市町村の規定(明示する)に従って処理すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物

成分名	CAS 登録番号	重量百分比(%)
亜セレン酸ナトリウム	10102-18-8	0.000001199
2-アミノエタノール	141-43-5	0.000007625
水	7732-18-5	—

4. 応急処置

本製品を使用して、被害事故が発生した場合、使用者は医師または専門の医療機関に相談する必要がある。

特定の応急対策は次の通り。

- 目に入った場合:

清浄な水で最低 15 分以上洗眼したのち、直ちに眼科医の手当を受ける。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、目蓋の隅々まで水が行渡る様に洗浄する。

- 皮膚に付着した場合:

多量の水および石鹼で洗い流す。症状が出た場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。

- 吸入した場合:

新鮮な空気の場所に移動させ安静にし、医師の手当を受ける。

体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。

- 誤飲、誤食した場合:

水でよく口の中を洗浄する。可能であれば、指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医療処置を受ける手配をする。

5. 火災時の措置

- 引火点: データなし

- 引火性／爆発限界(下限) Vol %: データなし

- 引火性／爆発限界(上限) Vol %: データなし

- 消火剤: この製品自体は不燃性である。周辺火災に適した消火剤を用いる。

- 消火を行う者の保護:

消火作業の際は、風上から行う。状況に応じ、保護具を着用する。必要に応じて自給式呼吸装置を装着する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: セクション 8 に示されている適当な保護具を使用する。

- 洗浄／収集などの除去方法:

拭き取り、或いは乾燥する不活性物質に吸着させてから、適合な空容器に回収する。

大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

漏出源に接触しない。排水溝、下水溝あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

- 環境に対する注意事項:

回収された廃棄物を排水溝、下水溝と河川など流水域に流入しないよう注意する。

当地と関係国の法律に従う。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取り扱い: 作業の際には必ず適切な保護具を着用し、また取扱説明書に従って作業すること。

- 火災や爆発保護に関する情報: 特別な要求なし。

- 適切な保管条件: 冷凍(-20°C 以下)にて保管すること。日光の直射を避ける。

- その他: 保管場所には適切な消火設備や漏出処理施設を設けること。

8. 暴露防止及び保護措置

● 設備対策:

厳格に手順通りに操作し、全体換気装置や局所排気装置を設置し、良好な送風環境を保持し、空気接触値が適切な範囲内にあるよう確保すること。

● 個人用保護具(作業人員に対する):

手の保護具:普通の操作や取り扱いには特別な要求がない。

工業衛生のために、普通の作業用の手袋を着用することを勧める。

● 目の保護具: 通常、特別な要求なし。正常の取扱い条件において、特別な措置は必要がない。

● 呼吸器の保護具: 通常、特別な要求なし。

● 皮膚及び身体の保護具: 作業衣を着用する。

● 一般的な保護、衛生対策: 休憩の前、作業終了後は、手洗いを十分に行う。

9. 物理的及び科学的性質

基本情報	
形状	液体
臭い	特になし
色	赤色透明
沸点	データなし
融点	データなし
引火点	データなし
自然発火温度	データなし
燃焼又は爆発範囲(下限) Vol %	データなし
燃焼又は爆発範囲(上限) Vol %	データなし
比重(密度)(20°C)	データなし
蒸気圧	データなし
水への溶解度	水と混和
pH(25°C)	7.00±0.20

10. 安定性及び反応性

- 安定性: 通常の取扱い条件においては安定である。
- 危険有害な分解生成物: 一酸化炭素、二酸化炭素
- 避けるべき材料: 日光、高温環境。

11. 有害性情報

● 急性毒性:

本製品の毒性データについて精確な測定と研究データがない。

既存の認知及び関連の文献データからの原料 100%でのデータは下記の通り。

成分名	CAS 登録番号	重量百分比(%)	LD50 値(半数致死量)※100%におけるデータ
亜セレン酸ナトリウム	10102-18-8	0.000001199	経口(ラット)LD50:10.5~15.3mg/kg (ATSDR)
2-アミノエタノール	141-43-5	0.000007625	経口(ラット)LD50:1720 mg/kg (PATTY) 経皮(ウサギ)LD50:1000 mg/kg (ACGIH)

眼刺激性: データなし

皮膚腐食性・刺激性: データなし

慢性毒性: データなし

発がん性: データなし

感作性: データなし

催奇性: データなし
変異原性: データなし

12. 環境影響情報

- 生態毒性: データなし
- 残留性と分解性: データなし
- 生体蓄積性: データなし
- 土壤中の移動性: データなし
- 一般的な注意事項: 地下水、河川もしくは下水道に本製品を入れることを避ける。

13. 廃棄上の注意

- 注意事項:
 - 地下水、河川もしくは下水施設に廃棄物を入れることを避ける。
 - 認定を受けている産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

14. 輸送上の注意

- 米国運輸省(DOT):
 - 品名:該当なし
 - 国連分類:該当なし
 - 国連番号:該当なし
 - 容器等級:該当なし
- 国際航空運送協会／国際民間航空機関:
 - 品名:該当なし
 - 国連分類:該当なし
 - 国連番号:該当なし
 - 容器等級:該当なし
- 海上輸送(国際海事機関/国際海上危険物規則):
 - 品名:該当なし
 - 国連分類:該当なし
 - 国連番号:該当なし
 - 容器等級:該当なし
 - EMS NO. 国際海上危険物輸送に関する応急措置:該当なし

- 注意事項:

輸送前に包装に破損が無いか、良く密封できているかを検査する。輸送過程において、包装に破損が無く、貨物が落ちない様に確保する。消防用と漏出処理用の関連設備を配備する。不溶物質との共同輸送を禁止する。

15. 適用法令

国内化学品安全管理の関連法規の情報:

- 労働安全衛生法:
 - 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)No.333:
亜セレン酸ナトリウム
 - 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)No.21:
2-アミノエタノール
- 毒物及び劇物取締法:
 - 毒物:亜セレン酸ナトリウム※0.00011%以下を含有する製剤を除く。
 - 劇物:2-アミノエタノール※20%以下を含有する製剤を除く。
- 化学物質排出把握管理促進法(PRTR):
 - 第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) No.242:亜セレン酸ナトリウム

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) No.20:2-アミノエタノール

■ 消防法:

危険物第四類 第三石油類 危険等級III 水溶性:2-アミノエタノール

■ 水質汚濁防止法:

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条):亜セレン酸ナトリウム

■ 化審法、化学物質審査規制法:

1-507(亜セレン酸ナトリウム)、2-301(2-アミノエタノール)

16. その他の情報

記載されていること、または意図することの如何に関わらず、その内容を保証するものではありません。

コーポレートバイオ株式会社として今後の使用及び処理に関して如何なる法的責任を負うものではありません。

● 参考文献:

- GHS(第6版)
- JIS Z 7253-2012
- 労働安全衛生法
- 毒物及び劇物取締法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 消防法
- 化学物質管理促進法(PRTR)
- 水質汚濁防止法 一律排水基準 - 環境省
- The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data EditionII Robert E. Lenga(1989)
- The Merck Index 13th Edition Merck&Co.Inc(2001)

● 略語解説:

- GHS-Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals 化学品の分類および表示に関する世界調和システム
- IMO-International Maritime Organization 国際海事機関
- IMDG-International Maritime Dangerous Goods 国際海上危険物規則
- IATA-International Air Transport Association 国際航空運送協会
- ICAO-International Civil Aviation Organization 国際民間航空機関
- TSCA-Toxic Substance Control Act 米国有害物質規制法
- CWA-Clean Water Act 米国水質浄化法
- OSHA-Occupational Safety and Health Administration 米国労働安全衛生局

● 当該物質安全データシートの最新改訂日付:2024-01-19

● SDS版:1.0

*****終わり*****